

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
當日がと日  
の翌日)

の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。)及び宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(省令第一条及び第一條の二の規定により提出すべき書類の部数)

第二条 省令第一条及び第一條の二の規定により知事に提出すべき書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

(宅地建物取引主任者資格試験受験申込書)

第三条 法第十一条の三第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、様式第一号による受験申込書を知事に提出しなければならない。

(合格証書)

第四条 省令第十一條の規定による合格証書は、様式第二号による。

(従業者の異動届)

第五条 宅地建物取引業者は、その従業者に異動があつたときは、その異動を生じた日から二週間以内に様式第三号による異動届を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第六条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)の長を経由しなければならない。

## 規則

### 規則

◇ 地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の解任

◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和二十七年九月鳥取県規則第八十一号)

この記入が、公表の用ひ得にあら。

## 様式第1号

第3641号

## 宅地建物取引主任者資格試験受験申込書

鳥取県収入証紙  
ほり付け欄  
(捺印をしない  
こと。)

鳥取県知事 殿 年 月 日

私は、宅地建物取引主任者資格試験を受けたいので、申し込  
みます。

氏名(ふりがな)  
姓 別 ㊞

生年月日

(裏面)

00251

金曜日

昭和40年6月18日

(第三種郵便物認可)

(裏面)

本籍地

| 学   |          | 現住所 |          |
|-----|----------|-----|----------|
|     |          | 歴   |          |
| 学校名 | 学部名又は学科名 | 所在地 | 在学期間     |
|     |          |     | 年月から年月まで |

勤務先 所在地 在職期間 職務内容

| 年月から年月まで |  | 年月から年月まで |  |
|----------|--|----------|--|
|          |  |          |  |
|          |  |          |  |
|          |  |          |  |
|          |  |          |  |

※ 受付年月日 ※受験番号 第 号 ㊞

※受付係員の印

1 青いシグ又は黒インクでていねいに記入してください。  
2 数字は、算用数字を用いてください。  
3 学歴の項は、小学校から最終学校まで記入してください。  
4 この申込書を提出した後、記載事項に変更を生じたときは、直ちに文書で  
鳥取県土木部建築課に通知してください。

## 様式第2号

## 試証第 号 合 格 証 書

本籍地 氏名 年月日生

宅地建物取引業法第11条の3第1項の規定による宅地建物取引主任者資格  
試験に合格したことの証する

年月日

鳥取県知事 ㊞

## 様式第3号

従業者異動届

鳥取県知事 殿 免許番号 第 号 年月日

免許年月日 年月日

事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり使用人に異動がありましたので、宅地建物取引業法施行組  
則第5条の規定により届け出ます。

記

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事  
石  
破  
二  
朗

鳥取県規則第三十五号

## 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項の(6)を次のように改める。

の規定に基づく手数料

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事  
石破二朗

鳥取県規則第三十六号

## 鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則（昭和三十七年八月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第三十二条の次に次の二条を加える。

### (補助金の額の特例)

第四条 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日までに合併をした合併組合に対する前条第三号及び第四号の規定の適用については、

同条第三号中「合併の日から起算して四年以内であつてその設置の日から起算して三年以内」とあるのは「その設置の日から昭和四十三年三月三十日まで」と、同条第四号中「借り入れた日から三年以内」とあるのは「借り入れた日から昭和四十三年三月三十日まで」とする。

## (借入金の種類)

**第五条** 条例第二条第四号の規定により知事が指定する農林中央金庫からの借入金は、農業共同利用施設であつて別表第三に定める施設の改良、

復旧、造成又は取得に要する借入金とする。

別表第三

|   |   |
|---|---|
| 四 | 農事放送施設、電氣導入施設、溫泉利用施設  |
| 三 | 稚蚕飼育施設  |
| 二 | 酪農施設、ふ卵育する施設、飼料配合施設   |
| 一 | 農業倉庫、肥料配合施設、トラクター、コンバイン、荷物乾燥施設、農産物処理加工施設、果樹園防除施設、運動力用防除機、選果施設、青果物集荷施設 |



| 種道<br>路類       | 路線名                                   | 供用開始の区間    | 供用開始の期日    |
|----------------|---------------------------------------|------------|------------|
| 一般国道<br>九<br>号 | 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字池淵から<br>同 県鳥取市田島字見尾材 まで | 鳥取県知事 石破二朗 | 昭和四十年六月十八日 |

鳥取県告示第三百二十六号  
 次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）  
 第十八条第二項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和四十年六月十八日から二週間鳥取県土木部道路課  
 及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。  
 昭和四十年六月十八日

|                              |    |   |               |         |
|------------------------------|----|---|---------------|---------|
| 鳥取県岩美町福部村大字細川字上屋敷官有無番地の先     | から | 前 | 六・五・七・八       | ○・二七〇   |
| 同 県同 郡同 村大字細川字高浜九二〇番の三九の先    | まで | 後 | 一八・四・八二・八     | ○・二六〇   |
| 鳥取県岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇番の三九の先    | から | 前 | 六・五・八・〇       | ○・四五〇   |
| 同 県同 郡同 村大字海士字和田四九一番の一の先     | から | 後 | 九六・六五・七六・八・〇  | ○○・三四五〇 |
| 鳥取県岩美郡福部村大字海士字和田四九一番の一の先     | まで | 前 | 五・四・八・五       | 一・三〇〇   |
| 同 県同 郡同 村大字海士字西ノ野一二番の三の先     | まで | 後 | 八・〇・三・二       | 一・三〇〇   |
| 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字鳥越一、九〇八番の二の先から | から | 前 | 五・二・三・〇・七     | 二・八八〇   |
| 同 県鳥取市覚寺字正福寺山八八三番の四の先        | まで | 後 | 一・二・五・二・三・〇・七 | 二・八八〇   |
| 鳥取県鳥取市覚寺字正福寺山八八三番の四の先        | から | 前 | 五・二・三・〇・七     | 二・八八〇   |
| 同 県同 市田島字見尾材一三八番の四の先         | まで | 後 | 一・二・五・二・三・〇・七 | 二・八八〇   |
| 同 県同 市田島字見尾材一三八番の四の先         | から | 前 | 四・七・七・四       | 一・二・三〇  |
| 同 県同 市田島字見尾材一三八番の四の先         | まで | 後 | 八・六・五・一・〇     | 一・一・二〇  |

## 鳥取県告示第三百一十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省國土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年六月十八日

昭和四十年六月十八日

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 一 作業種類 | 鳥取県知事 石 破 二 朗            |
| 二 作業期間 | 基本測量（二千五百分の一 國土基本図骨格図作成） |
|        | 昭和四十年六月二十日から             |
|        | 昭和四十一年三月三十一日まで           |
| 三 作業地域 | 米子市                      |

西伯郡伯仙町、淀江町、岸本町、日吉津村

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 一 起業者の名称        | 建設大臣           |
| 二 事業の種類         | 一般国道九号線改築工事    |
| 三 立ち入ろうとする土地の区域 | 岩美郡福部村大字細川地内   |
| 四 立ち入ろうとする期間    | 昭和四十一年六月十八日から  |
|                 | 昭和四十一年三月三十一日まで |

岩美郡岩美町大字大谷、大字岩本及び大字本庄地内

## 鳥取県告示第三百二十八号

次の土地は、昭和四十一年六月十日から公用を廃止した。

昭和四十年六月十八日

## 鳥取県告示第三百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、倉吉都市計画倉吉駅裏地区区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年六月十八日

|     |               |
|-----|---------------|
| 場 所 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 地 目 | 道路敷           |
| 面 積 | 三六七坪七合五勺      |

鳥取市湖山町字荒神前三三七一地先から

字新開の三三五三五地先まで

三五三三地先から

三五一六地先まで

三五三九地先から

三五三〇地先まで

三五一五地先まで

一 土地区画整理事業の名称

倉吉都市計画倉吉駅裏地区区画整理事業

字沖ノ瀬二五〇四地先から

水路敷 七九坪一合七勺

## 鳥取県告示第三百二十九号

00256

(第三種郵便物認可)

第3641号

金曜日

昭和40年6月18日

鳥取県公報

- 二 事務所の所在地  
倉吉市葵町七百一十一番地（倉吉市役所内）  
三 事業計画認可年月日 昭和三十五年十一月七日  
四 変更認可年月日 昭和四十年六月十一日

## 地方労働委員会告示

### 鳥取県地方労働委員会告示第11号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年五月四日解任した  
ので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第1号）第六十  
八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県地方労働委員会会長 上原隼人

### 解任

小泉順三 前 地労委公益委員  
前 あつせん員候補者

### 公 告

昭和40年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりであ  
る。

昭和40年6月18日

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 鳥取県知事 石破二朗 | 吉田 浅雄 | 松岡 修一 |
| 稻村 光枝      | 竹内 守  | 魚崎 明  |
| 木村 修身      | 足羽 道信 | 道家 貢  |
| 近藤 増夫      | 市川 隆  | 門脇 征代 |
| 岡本 宏       |       |       |